

第518回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和8年3月2日（月）午後1時08分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、櫻井靖久、下山 朗、坪田園子

労働者代表委員 伊垣昭彦、※河本章吾、北尾 亮、佐古美希、本村秀史

使用者代表委員 小西克美、柴田健司、西田雅彦、松岡 誠

事務局 石崎労働局長、米村労働基準部長、中村賃金室長、
松川賃金室長補佐、北岡賃金調査員、井村未払賃金調査補助員

※はオンライン参加

2. 審議事項

- (1) 奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止決定について
(答申)
- (2) 奈良県特定最低賃金改正の申出に関する意向表明について
- (3) 令和8年度奈良県特定最低賃金に係る必要性審議の進め方について
- (4) その他

3. 主要経過・審議結果

【松川補佐】

それでは、時間が少し早いのですが、「第 518 回 奈良地方最低賃金審議会」を始めさせていただきます。なお、本日の審議は「公開審議」でございます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は福井委員、当麻委員が所用によりご欠席されておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは下山会長、議事の進行をよろしくお願いたします。

【下山会長】

皆さん、こんにちは。年度末のお忙しい中、また、インフルエンザどころか麻疹まで流行ってきている皆様大変な中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただ今から、本年度、「第 6 回 奈良地方最低賃金審議会」を開催いたします。

まず、議事録の署名人を指名いたします。私のほかに、労働者側は本村委員、使用者側は松岡委員よろしくお願いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、昨年 10 月 15 日開催の第 5 回本審で、局長より諮問を受けておりました議題(1)「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止決定について」でございます。

審議に入る前に、おさらいとして廃止諮問に至る経緯と、前回の本審後に実施した関係労使からの意見聴取の公示の申出状況について、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

説明させていただきます。

まず、廃止諮問に至る経緯について、ご説明させていただきます。お手元にお配りしております【資料 No. 1】「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止について」をご覧ください。

こちらは、前回の本審で諮問に際し、お配りした説明用の資料でございますが、裏面の項目 7「廃止までのスケジュール(予定)」の部分のみ更新、修正しております。

資料を再度読み上げての説明は省略させていただきますが、簡単にご説明いたしますと、前回廃止諮問いたしました「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」は、旧産業別最低賃金と呼ばれる最低賃金でございます。この旧産業別最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会の昭和 61 年答申において、新産業別最低賃金への転換の方針が示され、転換されない旧産業別最低賃金は昭和 64 年度以降凍結し、地域別最低賃金の金額水準を下回った場合に廃止諮問を行うこととされております。

本件「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」は、新産業別最低賃金への転換がなされず、平成元年の改正を最後に、現在まで 30 年以上凍結された状態にあります。

このたび、廃止諮問させていただきました理由としましては、当該最低賃金のうち、金額が高い「熟練労働者」に係る時間額 816 円に関しましては、現在の奈良県最低賃金 1,051 円を既に下回っております。日額の 6,527 円に関しましては、法定労働時間 1 週 40 時間、法定休日週 1 日で計算しました 1 日当たりの労働時間 6.67 時間で計算しますと、1 時間当たりの賃金額は 978.6 円となり、1,051 円を下回っておりますので時間額・日額いずれも、「奈良県最低賃金の金額水

準を下回っている」ものと判断した次第でございます。

次に、関係労使からの意見聴取につきましては、前回本審の後に令和7年10月20日から11月10日までの間、意見聴取の公示を行いました。申出はございませんでした。よって、本日の審議において、関係労使の意見聴取は実施しないこととなりましたのでご報告いたします。以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局からの説明を踏まえ、審議を行いたいと思います。

なお、本件の最低賃金の「廃止」につきましては、全会一致の議決が求められるところでございます。まずは、労働者側委員からご意見をお願いいたします。

【本村委員】

本村です。今、ご説明あったとおりで旧の産業別ということで、改定ができない状態の中で、地域別最低賃金が上がってきて、役目を終えたのだろうと思っています。

こちらとしても、日額6,527円で、実際、働いている人がいないかとか、様々な調査をしたのですが、そういった現状は認められず、また、「廃止」についても致し方がないと思っております。ただ、「廃止」はされますが、木材における賃金が奈良県の最低賃金と同額で良いのかはまた、別の議論だと思ふことは申し添えておきたいのですが、ひとまず「廃止」については理解をすることでございます。

【下山会長】

ありがとうございました。次に使用者側、ご意見をお願いします。

【松岡委員】

使用者側委員の松岡でございます。使用者側としましても、特にご意見、異論はございません。以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。労使共に「廃止」に異議なしというご意見でしたが、それ以外にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(意見・質問がないことを確認)

では、廃止反対のご意見がございませんので、廃止決定の答申を行いたいと思います。

それでは、事務局に準備をお願いしておりました「答申文」案を各委員にお配りいただき、事務局から読み上げてください。配付をお願いいたします。

(「答申文」案を各委員に配付)

【中村室長】

それでは、「答申文」案を読み上げます。

(案)

令和8年3月2日

奈良労働局長

石崎 琢也 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗

奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止決定について(答申)

当審議会は、令和7年10月15日付け奈労発基1015第1号をもって貴職から諮問のあった奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止について慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

次の奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金を廃止決定の官報公示の日の前日限り廃止すること。

1 適用する地域

奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で木材・木製品製造業(他に分類されない木製品製造業(竹、とうを含む)のうち割りばし製造業を除く。)又は家具・装備品製造業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)18歳未満又は65歳以上の者

(2)雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金

1日4,148円(賃金の大部分が時間によって定められている者(以下「時間給労働者」という。))については、1時間519円)。ただし、次に掲げる業務に主として従事する者であって、当該業務に従事した期間が技能習得期間を含め通算して2年以上の者については、1日6,527円(時間給労働者については、1時間816円)

イ 製材の段取り又は木取りの業務

ロ 製材用原木を帯のご盤又は丸のご盤(以下「製材用のこぎり」という。)を使用して所定寸法にひき割る業務のうち、機械の操作、歩出し又は腹押しの業務

ハ 製材用のこぎりの目立ての業務

ニ 製材製品のうち柱及び造作材の格付け選別の業務

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。委員の皆さん、ただ今の「答申文」案の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(意見・質問がないことを確認)

はい、それでは事務局にてこれをもって「答申文」として奈良労働局長へ答申することとしますので、事務局は「答申文」の準備をお願いいたします。

【中村室長】

「答申文」を準備しますので、しばらくお待ちください。

それでは、本日ご審議いただきました「答申文」の準備が出来ましたので、下山会長から奈良労働局長の石崎に「答申文」をお渡し願います。下山会長、石崎局長ともに奈良労働局バックパネルの位置までご移動をお願いします。

(下山会長から奈良労働局長に「答申文」が渡される。)

それでは、下山会長、石崎局長ともにお席にお戻りください。

【下山会長】

事務局は、「答申文」の写しを委員の皆様へ配布をお願いいたします。

(「答申文」の写しを各委員に配付)

【中村室長】

それでは、「答申文」の写しも行き渡ったようですので、奈良労働局長の石崎から謝辞を申し上げます。

【石崎局長】

はい、奈良労働局長の石崎です。下山会長はじめ、委員の皆様方に一言お礼を申し上げたいと思います。ただ今、木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金につきまして廃止する旨のご答申を賜りました。委員の皆様方には慎重、かつ丁寧なご審議を賜り、本日、このようにご答申をいただきましたことに深く感謝申し上げます。今後は、「廃止」に向けた手続きを確実に進めてまいりたいと思っております。簡単ではございますが、皆様へのお礼のお言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

【下山会長】

はい、ありがとうございました。それでは、今後の手続きにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【中村室長】

お配りしています【資料 No. 1】の裏面の第7項「廃止までのスケジュール(予定)」をご覧ください。本日、ご答申をいただきましたので、本審議会終了後に3月17日(火)までを期間とする、異議申出の公示を行います。

異議の申出がなかった場合は速やかに官報公示の手続きを行い、最短で4月1日(水)に官報公示され、その場合、前日の3月31日(火)限りで廃止となる予定でございます。

もし、異議の申出がなされた場合には、再度、審議会に意見を求めなければなりませんので、その場合は、次年度に開催する第1回目の本審において、改めてご審議いただく予定としております。以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。それでは、次の議事に進みたいと思います。議題(2)「奈良県特定最低賃金改正の申出に関する意向表明について」でございます。事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

説明いたします。お配りしております【資料 No. 2】「特定(産業別)最低賃金の金額改正に関する意向表明」のこちらの写しの方をご覧ください。この内容を読み上げることにより説明とさせていただきます。

本件意向表明書は、本年2月20日付けで日本労働組合総連合会奈良県連合会の水野会長から、奈良労働局長に対し提出がございました。

内容でございますが、記の1、金額改正を申し出る予定の産業別最低賃金の件名は、

- (1)奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- (2)奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
- (3)奈良県自動車小売業最低賃金

以上の3件でございます。

記の2の申し出を予定するものが代表する基幹的労働者の範囲は、「奈良県に於いて、上記1の事業を営む使用者に使用される労働者。」でございます。

記の3の申し出予定の内容は、「上記1の最低賃金の金額改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条に基づく最低賃金審議会の決定による。」でございます。

記の4の申し出の理由等は、「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業」、「奈良県自動車小売業」における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。」でございます。

最後に、記5の申し出の時期は、「2026年7月末迄に申し出を行う。」となっております。以上でございます。

【下山会長】

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から特定最低賃金の金額改正の意向表明について説明がありましたが、労働者側委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

【本村委員】

本村です。補足と言いますか、まず意向表明ということで、この長引く物価高騰というところで、家計を圧迫し続けている状況というのは皆さん共通の認識だろうと思っています。生活の基盤を支える賃金の引上げというのは、生活を守るために急務であろうということも共通の認識なのだろうと思っているのですが、その上で特に、特定最低賃金が設定されている各産業においては、専門的な技能、それから職務の価値に見合った地域経済をけん引する水準でなければならないと思っています。現在、奈良県においては隣接する大阪府をはじめ、大都市圏との賃金格差で若年層を中心とした貴重な人材の流出が見受けられます。特定最低賃金において、魅力ある金額を提示できないことは、結果として当該産業の担い手不足を加速させて、産業自体の衰退を招きかねないと危惧をしているところでございます。あと、それに加えまして、公正な競争条件というようなところもございまして、低賃金の競争というのを回避して労働者のモチベーションを高めていくことは生産性の向上に直結すると思っていますところでございます。使用者側の皆様におかれましても、価格転嫁、それから経営努力もあるかと思いますが、未来への投資、人材確保の観点から前向き、かつ、誠実な議論をいただけますよう心よりお願いを申し上げます。

【下山会長】

ありがとうございました。それでは使用者側委員から、ご意見、ご質問等がございましたらよろしく申し上げます。

【松岡委員】

使用者側委員を代表しまして、松岡が報告させていただきます。意向表明に関しましては、特にございませんが、然るべき場で決めていきたいなというふうな考えでございます。また、業界の現況をしっかりと見据えながら、実のある議論が進められたらなと思っています。以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

では、本意向表明につきまして、他にご意見等ありますでしょうか。

(意見等がないことを確認)

特にないようですので、特定最低賃金につきましては、7月末日までに申出いただいて、その後には審議ということになります。

それでは議題を進めます。

議題(3)「令和8年度 奈良県特定最低賃金に係る必要性審議の進め方について」を審議します。特定最低賃金の必要性審議につきましては、今年度、従来の「運営小委員会方式」から「専

門部会方式」に変更して行いましたが、次年度をどうするかにつきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

今年度実施いたしました専門部会方式に対する評価と次年度に対する意見・要望等についてお伺いします。まずは労働者側から、先にご意見をいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

【河本委員】

すみません。

【下山会長】

河本委員、お願いします。

【河本委員】

労働者側委員を担当させていただいています、河本です。

音声、大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。

昨年ですね、一昨年からの要望を形にさせていただいて、専門部会での審議というのをトライとか試行をいただいたと認識をしております。非常に、その一歩踏み込んだ対応について、労働局の皆さん、それから公益側、使用者側の皆さんのご理解に感謝を申し上げたいと思います。論議についても、まさに特定最賃の論議をするべき当該産業にかかわる労使での論議ということで、一昨年よりは1歩、2歩進んだ論議、中身のある論議ができたと評価をしているところでございます。

一方で、2点要望と課題認識をお伝えさせていただきますと、中々、当該産業労使で話をしても論点というのが少し噛み合っていないところが昨年においても、今年度においても見受けられたと思っています。

具体的に申し上げますと、奈良県における当該産業の景況感、置かれている状況と位置付けというところと、全国的なマクロ産業全体で、どのように評価するのかという、いわゆる産業の置かれている状況の評価基準、何を、どのような基準をもって、是か非かとするのかというところが非常に曖昧で、しかも、双方のお互いの主張も噛み合っていないところがあつたと認識をしております。

2点目については、原則「全会一致」ということで進めている中において、公益側の皆さんにおかれましては、労使のイニシアティブを尊重していただくというスタンスから、正直に申し上げますと、踏み込んだ公益側の意思というのは大きく感じる事ができなかったということ。それから、噛み合わない論議の中で、審議日程としては1日しかなかったというところ。この辺をもう少し、噛み合う審議、中身のある論議をするために運営の在り方についても、ご検討をいただきたいと感じているところでございます。以上です。

【下山会長】

河本委員、ありがとうございました。

次に、一旦、使用者側の方でご意見をお願いしたいと思います。

【松岡委員】

使用者側を代表して、松岡が報告させていただきます。

昨年、専門部会ということで実施させていただきましたけども、やはり、業界の代表者の方に出席いただくということで、日程調整は勿論のこと、趣旨のご理解から入っていかないといけない。ひいては、業界の代表者の方は多忙な方が結構多いので、中々、日程調整の方も結構大変だったというところがございます。現状では勿論、実のある会議、議論ができたのではないかとは思っておりますので、今後、来年に向けてどうしていくかは、またこの場で決めていただけたらと思っております。以上です。

【下山会長】

ありがとうございました。

今から、色々ご意見を賜れたらと思うのですが、論点といたしましては、先程の使用者側の委員の集め方ということもあるのであれば、「運営小委員会方式」に戻すのか、より改善できた「専門部会」のまま進めるのかという点と、2点目といたしましては、先程、河本委員がおっしゃった点の1点目で、実のある議論の論点整理として、どのような資料を準備するのかという点が二つ目の課題かと思えます。3点目は、河本委員の二つ目でありました、回数問題といえますか、審議、どれだけ充実させられるのかという点の一つの解決策としての、恐らく回数ということかと思えますけども、これをどうするかということかと思えます。

勿論、今日結論を得なければならないものではないですので。ちょっと追加で、その3点で補足があれば、ご意見等を賜れたらというふうに思っております。

労使どちらでも構いませんので、ご意見賜れたら。

はい。松岡委員、お願いします。

【松岡委員】

使用者側の松岡でございます。

まず、第1ですけども、令和8年も業界の代表者の方に勿論、それは「専門部会」か、「運営小委員会」なのかの違いによって変わってくると思うのですが、ご出席いただくことになるのかどうかというところをまず決めていただかないと、中々、議論の場が進まないと思えますので、そこをまず決めていただけたらと思えますし、こちらの方も「全会一致」になるのか、それとも「多数決」になるのか、その辺の議論の仕方というのも1度確認をさせてもらえたらと思っております。以上です。

【中村室長】

まず、「専門部会方式」であれば、業界の代表にご議論いただくということになるのですが、従来、奈良県におきまして、「運営小委員会」でやっておりました時は、基本的には業種の代表の方には入っていただいております。ただ、令和5年の時は「運営小委員会」に各業種の代表の方をオブザーバーとして参加いただいて、ご意見をいただいております。こうなりました経緯としましては、中央の方の話としまして、こちらの、特定最低賃金の必要性審議を行う場合には「当該業種を代表する労使委員において議論することが望ましい」というふうになっておまして、それを元に、「運営小委員会」にオブザーバー参加いただいた次第でございます。そして、今年度の専門部会においても、それに基づく方針ということで専門部会という形でご議

論いただきました。この流れから考えますと、事務局としましては、「運営小委員会」、「専門部会」どちらであるかというのは審議を経て決定いただくことですが、いずれにしても、その当該業種を代表する方を「いずれかの形で、参加いただくことが望ましい。」というふうになっておりますことを申し上げさせていただきます。

【下山会長】

すみません、2点目もお願いできますか。「決定」の話。

【中村室長】

2点目の「決定」に関しましては、特にどの形で決めるかというものに関しては、「全会一致」という制限があるわけではございません。以上です。

【下山会長】

はい、ありがとうございます。

委員長として補足しますと、これも次年度のことまで、今年度の委員長として補足して良いのかどうか分からないですが、形といたしましては、改革が一步先に進んだという点でございますので、その点は是非、使用者側もご理解賜れたらと思います。じゃあ、全員関係者を呼べるのかどうかという現実的な問題はちょっとまた、別で置いておくとしても、進んだ時計をやはり元に戻すのはなるべく避けたいなという認識ではあります。

他にご意見ありましたら、いかがでしょうか。

【松岡委員】

では、引き続きます。

【下山会長】

お願いします。

【松岡委員】

回数の話のところまで議論させていただいても大丈夫ですか、よろしいですか。

まず、回数を先に決めるのか、勿論1回目が終わった後に議論が中々上手く進まなかったよね、じゃあ2回目開きましょうかというのを決めるのか、まずどういう方向で決めていくのでしょうか。

【下山会長】

それは、おそらく何もルールはないと思いますけれども。通常、先に回数を決めておくスケジュールが埋めやすいということの、むしろそちら側だけの理由だと思います。すなわち、もう1回、0から決めるとなると、次がひと月後だったりとか、そのようなことになるのでという意味合いが大きくて、勿論それが先でも構わないのですよね、現実的には2回目開くのは。

【中村室長】

事務局から説明させていただきます。

回数につきましては、今、会長がおっしゃられたように、先に何回とか事前に決めとかないといけないということはないのですけども。今年度につきましては、「専門部会方式」に移行するに当たって、今までの運営小委員会と同じく、基本的に1回という前提の下に1日だけの日程を組ませていただきました。次年度から、複数回もあり得るよという形で進められるのであれば、予め何日か日程をお伺いした上で、予定として決めさせていただこうと考えております。

【松岡委員】

一応、前回は1回目の審議では、中々課題が残る状況であったということであれば、2回目というのはわかるのです。ただ、最初から回数ありきで1回目である程度、実のある議論が終わってしまった時に、じゃあ3回目、4回目までやるのかというところもちょっと疑問に思いますので。できたら、最初に回数を決めてということではなく、当日の会議の議論の進行で「中々、決が出ないよね。」ということになったら、「また次回、決めましょうか。」の方が内容的にはしつかりとした議論ができるのかなとは思っているのですけども、いかがでしょうか。

【下山会長】

労働者側からご意見いただきましょうか、その点につきまして。河本委員、ございますか。はい、お願いします。

【河本委員】

ありがとうございます。今、松岡さんの言われたことも非常によくわかるし、全く否定するものではないと思っています。思い返すと、昨年度ですから、一昨年前の地賃の審議を思い出しますと、当然、予定を入れてスケジュールを組んでいるものの、正直申し上げますと、我々からしたらもう1回あるだろうと思っていた審議が3回目だったか4回目だったか忘れちゃいましたが、そこで結論を出すと。そういったこともあったと記憶をしています。そういうことで申し上げますと、例えばですけども、3回日程を押さえておいて、1回目で十分な審議が出来た場合は1回で終わると、これは全く否定するものではありません。以上です。

【下山会長】

はい、ありがとうございます。その点に関してはある意味、両者ある程度一致したということでもよろしいでしょうか。一つだけ委員長として言っておきますと、決を取る、取らないだと、別に決めようと思ったら5分で終わるのですよね。決を取るということで話が終わった、終わっていないではなくて、ある程度追加の資料がもう出しようがないとか、この資料での意見は一致はもう見当たらない。例えば、よくあるように、「ここにお茶が半分も残っている」なのか、「半分しか残っていない」といったような解釈の違いでも平行線をたどるといような場合であれば、それは審議は終了したと認識できると思っていますのですね。それが平行線になる限りは、追加の資料がもうどうしようもないとか。但し、それ以前にこういった資料が出ていないとか、その解釈はまるっきり理解出来ないよというのであれば、次回持ち越しというふうに私は認識しましたが、それで労使ともよろしいでしょうか。じゃあ、松岡さんからすみません。

【松岡委員】

使用者委員の松岡でございます。今、下山会長がおっしゃったとおりの内容で、私どもは特にご意見はございません。ただ、判断は会長がしていただけるという形になるのでしょうか。

【下山会長】

会長というよりは、一応公益、最終的な判断としてはそういうことになります。労働者側、河本委員いかがでしょうか。

【河本委員】

おっしゃっている内容で、理解ができるものだと思っております。但し、コップに半分しか入っていないのか、半分も残っているということについて、すみません、生意気を申し上げますけれども基本的に全会一致が望ましいとされている中において中々、全員が全会一致というところ、半分しかなのか、半分もなのかというところを全会一致で双方の立場を超えて決めるというのは非常に難しいと思っております。他の都道府県でもあるように、そういった場合に公益一任という、それをもって全会一致とするという都道府県もあるというふうに向っております。そういったところからすると、どうしても立場上、本当に論議を尽くして全会一致になる時はいいのですけれども、全会一致になるようにマネジメントということについても公益の皆さん、会長をはじめ、公益の皆さんにもお願いをしたいと思っております。

【下山会長】

ご意見として承りたいと思います。それでは、議論といたしましては、その3点、ちょっとまとめますと、審議に際しては、先程、河本委員がおっしゃった点につきまして、また、今後議論しながらではありますけれども、準備、あるいはメンバーの確保も含めてお願いいたたく存じます。次年度の運営方式は、色々ありましたけれども、基本的には「専門部会方式」を意識はしておりますけど、確定はこの段階ではしませんので、また次年度に確定はしたいと思っておりますが、心づもりとしては、その心づもりであるという点で進めさせていただきたいというふうに思っております。審議会の回数につきましては、まずは1回目やってみて、双方に意見が出尽くした状態であれば閉会するけれども、場合によっては2回目というのもあり得るということですね。ということでまとめたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

はい。回数につきましては2回目以降、議論がつかなかったため、3回目、4回目という事も不可能ではないのですけれども、今後の回数、委員メンバーの確保も難しいので原則次年度は、最大2回までというイメージで河本委員よろしいですか。

【河本委員】

はい。2回と決めるかどうかですよね。

【下山会長】

おおよそ2回程度にしときます、そしたら。

【河本委員】

予定をしておくのは、2回の日程を押さえておくということで、仮に2回目の審議の中で、会長をはじめとする公益の皆さんのご判断で、どうしても3回目が必要だということは、臨時的に3回目の設定をいただくということを担保しておいていただければ、その考え方で進めていただいて構わないかと思えます。

【下山会長】

勿論、社会環境がどう変わるか分かりませんので、基本的にはおおよそ2回まで程度ということです。2回やるんじゃないですよ。2回までという程度です、すみません。1回で審議尽せば1回であるし、それを超過する場合は2回まで程度という想定にしておきます。事務局、という感じですけども、議論の不備とかあれば指摘いただけたらと思うのですけれど。

【中村室長】

結構でございます。

【下山会長】

はい、ありがとうございます。おおよそ方向性は決まりましたけども、合意という形ではございませんので、決定自体は次年度の審議会で決定をしたいと思えますので今後も労使で進めていただけたらというふうに思います。

それでは、最後に議題(4)「その他」ですけども、事務局から何かございますでしょうか。

【中村室長】

では、1点だけ、本日お配りしています資料についてご説明いたします。【資料 No. 3】をご覧ください。

こちらの資料は、全国の「令和7年度 特定最低賃金の改正状況」を取りまとめたものでございます。表紙をめくっていただきまして、2枚目は一般機械器具製造業関係、3枚目は電気機械器具製造業関係、4枚目は自動車小売業関係の改正状況でございます。「改正後」の欄が黄色で色付けしている最低賃金が、今年度改正された最低賃金。「効力発生日」の欄にオレンジ色で色付けしている最低賃金が、今年度新たに改正が見送られた最低賃金でございます。以上でございます。

【下山会長】

ただいま、事務局から説明がありました「配布資料」につきましてご質問、ご意見等ございますか。

(意見・質問がないことを確認)

ないようですので、以上をもちまして議事は全て終わりましたので審議会を終了いたします。

最後に、この1年間委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、非常に難しい審議を取りまとめただけましたことを改めて会長として感謝したいと思います。本当にありがとうございました。委員の皆様、1年間お疲れ様でございました。

【中村室長】

皆様、お疲れ様でございました。